東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について（案）

現　　行	改　　正（案）
〔省略〕	〔省略〕
（選考） 第２条　名誉教授の選考は，部教官会が推薦した者（本学に学長として勤務した者については，部局長会が推薦した者）のうちから代議員会が行う。	（選考） 第２条　名誉教授の選考は，教授会が推薦した者（本学に学長として勤務した者については，部局長会が推薦した者）のうちから教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行う。
（議決） 第３条　代議員会は，第５条第６号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たつては，出席代議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。	（議決） 第３条　評議会は，第５条第６号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たっては，出席評議員の４分の３以上の賛成を得て行うものとする。
（授与） 第４条　名誉教授の称号の授与は，別紙様式による辞令書を交付することにより行う。 ２　辞令書の発令日は，退職日の翌日（第５条ただし書きの規定を適用するときは，選考を行つた日）とする。ただし，定年前に退職した者については，定年に達した日以後の最初の４月１日とする。 ３　辞令書の交付は，学長が行う。	（授与） 第４条　名誉教授の称号の授与は，別紙様式による辞令書を交付することにより行う。 ２　辞令書の発令日は，退職日の翌日（第５条ただし書きの規定を適用するときは，選考を行った日）とする。ただし，定年前に退職した者については，定年に達した日以後の最初の４月１日とする。 ３　辞令書の交付は，学長が行う。
（選考基準） 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。ただし，第４号の適用にあつては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。 (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であつて，教育上又は学術上特に功績のあつたもの (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があつたと認められるもの (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者 イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関における機関の長，教授又は教授相当職としての勤務年数を加算して20年以上になる者 ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上	（選考基準） 第５条　名誉教授の選考は，退職時において次の各号の１に該当する者について行うものとする。ただし，第４号の適用にあっては，退職後に顕彰された場合を含むものとする。 (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であって，教育上又は学術上特に功績のあったもの (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であって教育上又は学術上特に功績があり，かつ，本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であって教育上又は学術上特に功績があり，かつ，次に掲げる者のいずれかに該当するもの ア　本学での勤務年数に，本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者 イ　本学での勤務年数に，国又は独立行政法人の教育研究機関並びに国の行政機関又は国立大学法人における機関の長，教授又は教授相当職としての勤務年数を加算して20年以上になる者 ウ　本学での勤務年数に，ア及びイに掲げる職の勤務年数を加算して20年以上

になる者 エ　本学の役職に在職し，任期を満了した者 (4) 本学に学長，教授，助教授又は講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）として勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者 (5) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があつた者 (6) その他前各号と同等以上の功績があつたと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たつては，助教授又は助教授相当職としての勤務年数にあつてはその10分の７を，講師又は講師相当職としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 （施行細則） 第８条　この規程の適用に関し必要な細則は，代議員会の議を経て学長が別に定める。 〔省略〕 附　則 １～３　〔省略〕 ４　第５条第３号アの勤務年数の計算に当たつては，次の表の左欄に掲げる期間に右欄に掲げる乗率を乗じて得た年数を，それぞれ大学の教授としての勤務年数に加算することができるものとする。 〔表省略〕	になる者 エ　本学の役職に在職し，任期を満了した者 (4) 本学に学長，教授，助教授又は専任講師として勤務し，教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者 (5) 本学学長として，本学の運営に関し特に功績があった者 (6) その他前各号と同等以上の功績があったと認められる者 （勤務年数の計算） 第６条　前条第１号から第３号までの勤務年数の計算に当たっては，助教授又は助教授相当職としての勤務年数にあってはその10分の７を，専任講師又は専任講師相当職としての勤務年数にあってはその２分の１を，それぞれ教授又は教授相当職としての勤務年数に加算するものとする。 〔省略〕 （施行細則） 第８条　この規程の適用に関し必要な細則は，評議会の議を経て学長が別に定める。 〔省略〕 附　則 １～３　〔省略〕 ４　第５条第３号アの勤務年数の計算に当たっては，次の表の左欄に掲げる期間に右欄に掲げる乗率を乗じて得た年数を，それぞれ大学の教授としての勤務年数に加算することができるものとする。 附　則 この規程は，平成16年４月１日から施行する。